

## 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

### 1 施設が提供するサービスの相談窓口

担当 : 田村 美穂

電話 : 0475-46-4488 FAX 0475-46-4811

受付時間 : 月曜日～金曜日、午前8時：30分～午後17時：30分まで

### 2 ショートステイサービス豊栄の里の概要

#### (1) 名称及び所在地

名称	ショートステイサービス豊栄の里
所在地	千葉県長生郡長南町須田6-1
介護保険指定番号	短期入所生活介護 (千葉県 1277100200号) 介護予防短期入所生活介護

#### (2) 職員体制

	常勤	非常勤
管理者	1名	
医師		1名
生活相談員	1名【特養兼務】	
介護支援専門員	1名【特養兼務】	
管理栄養士	1名【特養兼務】	
介護職員	18名【特養兼務】	
看護職員	3名【特養兼務】	
事務職員	2名	

#### (3) 設備の概要

入所定員は10名です。(居室は全室個室となります)

豊栄の里では、以下の居室・設備をご用意しています。

居室の内容	定員	面談室	1室
居室(1人部屋) (1室 15.13㎡)	10名	利用者用一般トイレ	男性用
	指定居室		女性用
居室設備 ナースコール、 洗面台 ベッド タンス	浴槽	医務室	1室
	一般浴槽 (リフト付き) 特殊浴槽	リビング	1室
		多目的室	1室
		宿泊室	1室

### 3 サービス内容

介護内容 食事、入浴、排泄、健康管理、その他日常生活介護全般、  
レクリエーション、理・美容サービス、送迎

#### 4 利用料金

(1) 市町村発行の介護保険負担割合証に記載された割合分、1割または2割・3割の金額をお支払いいただきます。

(2) 一定以上所得者の利用負担料

- ・ 1割負担 第1号被保険者 本人合計所得金額160万円未満  
同一世帯の第1号被保険者 年金収入+その他の合計所得  
単身：280万円未満 2人以上世帯：346万円未満
- ・ 2割負担 第1号被保険者 本人合計所得金額160万円以上220万円未満  
同一世帯の第1号被保険者 年金収入+その他の合計所得  
単身：280万以上 2人以上世帯：346万円以上
- ・ 3割負担 第1号被保険者 本人合計所得金額220万円未満  
同一世帯の第1号被保険者 年金収入+その他の合計所得  
単身：340万円以上 2人以上世帯：463万円以上

(3) 基本料金

##### 【1割負担】

要介護状態区分	単位数
要支援1	529
要支援2	656
要介護1	704
要介護2	772
要介護3	847
要介護4	918
要介護5	987

##### 【2割負担】

要介護状態区分	単位数
要支援1	1,058
要支援2	1,312
要介護1	1,408
要介護2	1,544
要介護3	1,694
要介護4	1,836
要介護5	1,974

##### 【3割負担】

要介護状態区分	単位数
要支援1	1,587
要支援2	1,968
要介護1	2,112
要介護2	2,316
要介護3	2,541
要介護4	2,754
要介護5	2,961

(4) 介護保険外利用料金

「介護保険限度額認定証」を提示する事により利用者負担に応じ下記の通りになります。

① 食費（1日あたり料金）

自己負担額		
利用者負担第2段階	1日につき	600円
利用者負担第3段階①	1日につき	1,000円
利用者負担第3段階②	1日につき	1,300円
利用者負担第4段階	1日につき	1,900円

ア) 介護保険が適用されない利用期間の食費については次のとおりになります。

利用負担者 全段階	1日につき	1,900円
-----------	-------	--------

② 居住費（1日あたり料金）

自己負担額		
利用者負担第2段階	1日につき	880円
利用者負担第3段階①②	1日につき	1,370円
利用者負担第4段階	1日につき	2,110円

(5) 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、全額自己負担となります。

(6) 加算等

以下の加算のうち、当該月に対象となる加算を請求させていただきます。

- |                                 |                 |        |
|---------------------------------|-----------------|--------|
| ① 送迎加算                          | 片道              | 184単位  |
| ② サービス提供体制加算（Ⅰ）                 | 1日              | 12単位   |
| ③ サービス提供体制加算（Ⅱ）                 | 1日              | 6単位    |
| ④ 療養食加算                         | 1食              | 6単位    |
| ⑤ 夜勤職員配置加算Ⅱ<br>(介護予防利用については適用外) | 1日              | 18単位   |
| ⑥ 看護体制加算Ⅰ（イ）                    | 1日              | 6単位    |
| ⑦ 介護職員等処遇改善加算Ⅱ                  | (基本+加算) × 13.6% |        |
| ⑧ 地域加算                          | 1単位             | 10.17% |
| ⑨ 長期利用者減算（30日越利用）               | 1日              | -30単位  |

(7) その他の料金

① 記録の複写物 1枚10円

② 電化製品を持参の場合は、電気料金として1日につき50円いただきます。

また、テレビをご覧になる方については、レンタル代として1日50円その他、電気料金を1日50円計100円をご負担いただきます。

③ 理・美容代 実費負担。

④ その他、サービス提供とは区別され契約者による負担が適当と判断される費用。

※ 行事参加費、特別な食事等は実費負担になります。

(8) 受診のための料金

体調の変化により受診の必要が認められた場合、家族に連絡がとれず家族に代わり職員が同伴受診をせざるを得ない場合、職員1人、1時間につき1,000円の料金を頂きます。また、契約者の状態により安全を考慮し2人の職員が随行した場合は2人分の料金となります。診察料は別料金となります。

(9) キャンセル料

入所前に利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

- ① 入所日の前日の午後5時までにご連絡いただいた場合 無料
- ② 入所日の前日の午後5時までにご連絡がなかった場合 1日の料金の50%

(10) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

以下の事由に該当する場合、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ① 契約者が途中で利用終了を希望した場合
- ② 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ③ 利用中に体調が悪くなった場合
- ④ 契約者の心身及び生活状況が、他の利用者の生命の維持に重大な影響を及ぼす恐れがある場合、通常のサービスではこれを防止することが出来ないと判断される場合。
- ⑤ 下記の行為は、ハラスメントにあたいする可能性があり、サービスを中止させていただくことがありますので、ご理解ご了承ください。
  - ・他利用者及び職員に対し、暴力又は乱暴な言動等がある場合。
  - ・他利用者及び職員に対し、セクシャルハラスメント（体を不要に触る、不用意に手を握る等）行為がある場合。

(11) 支払方法

当月の料金の請求書を翌月の18日より請求をいたします。翌月27日に指定の口座に、口座振替（または、銀行振込）によりお支払い下さい。お支払いを受けたときは、領収書を発行いたします。なお、口座振替の場合、振替毎に手数料として別途55円が銀行から請求されます。また、当日の引落としができなかった場合、契約者は速やかに事業者の指定する口座に支払うものとしします。この場合の手数料は利用者の負担とします。

① 利用料金の支払い方法

支払方法	口座引落とし ・ 振込
請求先	〒 カガナ
	(氏名)
	(住所) 〒
	(電話番号)

## 5 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用申込み

居宅介護計画・介護予防サービス計画の作成を依頼されている場合は、事前に居宅介護支援専門員・保健師等にご相談ください。

### (2) サービス利用契約の終了

#### ① 契約者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます（この場合、その後の予約は無効となります。）

#### ② 自動終了

契約者が他の介護保険施設に入所した場合

契約者がお亡くなりになった場合

- ・ 要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
- ・ 契約者が、サービス料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払われない場合
- ・ 契約者やそのご家族などが、当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

## 6 当施設のサービスの特徴

### (1) 運営方針

利用者の意思及び人格を尊重し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るよう努めるものとする。利用者の家族との連絡を密に図るとともに、事業者の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービス機関との連携を図りながら総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (2) サービス利用にあたっての留意事項

- |             |  |
|-------------|--|
| ① 予約の受付     | 3か月前より受付を開始します。担当居宅介護支援事業所を通じてお申し込みください。             |
| ② 面会時間      | 対面／オンラインでの面会 13時30分～15時30分<br>(対面中止する場合有)            |
| ③ 外出・外泊     | 所定の書式にて届出をお願い致します。                                   |
| ④ 飲酒・喫煙     | 事前に窓口担当者にご相談ください。原則禁止となります。                          |
| ⑤ 食品の持ち込み   | 事前に窓口担当者にご相談ください。                                    |
| ⑥ 金銭・貴重品の管理 | 原則、施設でお預かりする事はいたしません。<br>個人でお持ちの物は責任を負いかねますのでご了承下さい。 |
| ⑦ 所持品の持ち込み  | 決められた場所に収まる範囲をお願いいたします。                              |
| ⑧ 電気製品の持ち込み | 電気代が発生します。事前にご相談ください。                                |
| ⑨ 宗教活動      | 厳に禁止といたします。  |
| ⑩ ペット       | 持ち込み禁止致します。  |

### (3) ご利用にあたってのリスクに関する説明

契約者が快適な生活を過ごせる様、職員配置は介護保険法令などによる基準を満たしており、安全な環境づくりに努めておりますが、契約者お一人お一人を常時見守ることは困難なことをご了承ください。

契約者の身体状況及び認知症状、疾病などによる様々な要因により、下記の危険性が伴うことを充分にご理解いただけますようお願いいたします。

- ① ご自宅より広い空間の中、安全につかまれる場所も限られています。  
歩行時の転倒、ベッドならびに車いすからの転落等による骨折、および外傷などが生じる恐れがあります。
- ② 施設では原則的に身体拘束を行わないことから、認知症の方などは転倒および転落などの事故が生じる恐れがあります。
- ③ 一般的に高齢者の骨はもろくなりやすく、椅子に座るなどの日常生活上での対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- ④ 一般的に高齢者の皮膚は薄くなりやすく、また血管ももろくなりやすいことから着替えなどの日常生活上の介護による少しの摩擦および接触により、表皮剥離や皮下出血が生じやすい恐れがあります。
- ⑤ 一般的に高齢者の食物などを飲み込む力は、加齢および認知症の症状、疾病により低下する恐れがあります。契約者に合わせた食事形態にて提供いたしますが、誤嚥ならびに窒息などの事故が生じる恐れがあります。
- ⑥ 高齢者であることから、疾病の急な発症などにより全身状態の悪化など急変される恐れがあります。
- ⑦ 風邪ならびに皮膚疾患などの感染症について、一定の予防策を講じています。  
しかし、集団生活の場であることから、ご自宅で過ごすよりも感染しやすい状況にあります。

### 7 緊急時の対応方法

ご利用中に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。いずれにも連絡が取れない場合には、事業者の判断により緊急対応いたします。

## 8 サービス内容に関する相談・要望・苦情受付窓口

### (1) 当施設の相談・苦情担当

- ・苦情解決責任者 : 特別養護老人ホーム豊栄の里施設長 田村 正倫
- ・苦情受付担当者 : 特別養護老人ホーム豊栄の里介護支援専門員 坂本 英子  
特別養護老人ホーム豊栄の里主任介護職員 木島 早苗
- ・第三者委員 : 社会福祉法人光正会評議員 田中 豊  
御園 敏之

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

- ・千葉県運営適正委員会 電話 043-246-0294
- ・千葉県国民健康保険団体連合会 電話 043-254-7428
- ・長南町 保健福祉課介護保険係 電話 0475-46-2116
- ・茂原市 地域包括支援センター 電話 0475-20-1583
- ・一宮町 福祉健康課 電話 0475-42-1431
- ・睦沢町 健康福祉課福祉介護班 電話 0475-44-2504
- ・長柄町 住民課保険住民班 電話 0475-35-2113

## 9 虐待防止に関する事項

### (1) 事業者は、契約者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- ① 虐待を防止するための職員に対する研修を実施します。
- ② 契約者およびその家族からの苦情対応体制の準備をします。
- ③ 虐待防止に関する責任者の選定および措置を講じます。
- ④ その他必要な措置を講じます。

### (2) 事業者はサービス提供中に当該施設職員または養護者（契約者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる契約者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

## 10 非常災害対策

### (1) 事業者は防火責任者を定め、消防計画に基づく訓練の実施、消防設備の点検・維持管理及び風水害・地震等の災害に対する計画に基づく非常災害対策を行います。

- ① 非常災害用の設備点検は契約保守業者委託し、点検の際、防火責任者が立ち会うこととします。
- ② 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- ③ 火災・地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、非常災害要員を定め、組織編成し任務の遂行にあたることとします。
- ④ 防火責任者は、施設職員に対して防火教育、消火訓練を実施します。

### (2) 非常災害時には職員が安全かつ適切に避難誘導いたします。

- ・防災設備 防災監視盤、火災通報装置、スプリンクラー
- ・防災訓練 防災訓練計画に基づき年3回の防災訓練を実施します。
- ・防火責任者 講習受講者を配置しています。

## 1.1 感染症対策

- (1) 事業者は、施設内で発生が予測される感染症に対し、すべての職員が同じ手順で対策が行われるように感染症マニュアルを作成しています。
- (2) 契約者の使用する施設、食器その他の整備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (3) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

## 1.2 事業継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、ご利用者様に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要に研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 1.3 ハラスメント対策

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業所の責務を踏まえ、適切なハラスメント対策を行います。

## 1.4 概要

名称・法人種別 社会福祉法人 光正会  
代表者・役職 理事長 田村 正倫  
所在地 千葉県長生郡長南町芝原 3050 番地  
電話番号 0475-47-1313 FAX 0475-47-1222

定款の目的に定めた事業

- (1) 第1種社会福祉事業  
イ 特別養護老人ホームの経営  
ロ 軽費老人ホームの経営

- (2) 第2種社会福祉事業  
イ 老人短期入所事業の経営

定款の種別に定めた事業（公益を目的とする事業）

居宅介護支援

令和 年 月 日

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護のご利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

<所在地> 千葉県長生郡長南町須田6-1  
<事業所名> ショートステイサービス豊栄の里  
事業所番号 1277100200  
<管理者> 施設長 田村 正倫

<説明者> \_\_\_\_\_ 印

私は、契約書及び本書面により事業者から短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護について重要事項の説明を受け同意しました。

契約者

<氏名> \_\_\_\_\_ 印

身元引受人兼連帯保証人

<氏名> \_\_\_\_\_ 印

<続柄> \_\_\_\_\_

〒

<住所> \_\_\_\_\_